

**「金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルの一部改定(案)」  
パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方**

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	金融検査マニュアル	P1【はじめに】(2)全体	三菱UFJ信託銀行	今回追加される検査官が金融検査を行う際に配慮すべき事項の5項目は、被検査金融機関にとっても、検査官との率直な対話・双方向の議論を促進することにより、自らの抱える課題の本質的な改善や内部管理の高度化に資するものである。検査運営のための基本姿勢がマニュアル上明確化されることは大変意義深く、この5項目が実務において定着化し、円滑な運営が継続されることを期待したい。	実務において定着し、円滑な運営が継続されるよう、5項目に配慮し、経営陣との対話、実務者レベルにおける双方向の議論を更に充実させることにつき、検査官に対する事前・事後の指導を徹底してまいります。各金融機関におかれましては、受検の際には検査官が5項目に配慮していることを前提に十分な対話・双方向の議論等といった検査対応を行っていただくとともに、検査官の配慮が不十分と感じられる場合には、遠慮なく検査モニター等の機会に、その旨をご指摘下さるよう、お願いいたします。
2	金融検査マニュアル	P1【はじめに】(2)全体	第二地方銀行協会	検査マニュアルに検査官が金融検査を行う際に配慮すべき事項の5項目を盛り込むことは有意義であると考えている。この姿勢が検査の現場において実行されるよう、検査官への周知徹底をお願いしたい。	同上
3	金融検査マニュアル	P1【はじめに】(2)全体	全国信用組合中央協会	検査マニュアルの冒頭【はじめに】として、(2)～が新設されたことはベターレギュレーションを標榜する金融庁の姿勢からも大いに評価できるものである。受検する立場として、新設事項に関する内容について、実効が上がるよう検査官に対して一層の周知徹底、並びに研修により検査官の目線を統一していただきたい。	同上

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	金融検査マニュアル	P1【はじめに】(2)	第二地方銀行協会	「各金融機関の持つリスクの所在を分析し、重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検証に努める」とあるが、重要なリスクに焦点をあてるための事前提出資料の追加など、金融機関における事務負担が過度なものとならないように留意いただきたい。	「重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検証」とは、重要なリスク以外のリスクについての検証作業を軽減する（重箱の隅をつつくような検証はしない）ということであり、むしろ金融機関の事務負担は軽減するものと考えています。なお、事前提出資料については、先般、金融機関の負担軽減の観点から、提出資料項目数の大幅な削減を行ったところです。
5	金融検査マニュアル	P1【はじめに】(2)	第二地方銀行協会	注記に「金融機関の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を及ぼし得るリスク全てを対象」とあるが、これは常識的に考え得るリスクの範囲内という理解でよいか。	重要なリスクとは、問題が発生した場合に経営に及ぼす影響度に加え、問題が発生する可能性も勘案して判断することになります。「常識的に考え得るリスク」という趣旨が必ずしも明確ではありませんが、そもそも発生を想定し得ないようなリスクについては、重要なリスクに含まれません。
6	金融検査マニュアル	P1【はじめに】(2)	第二地方銀行協会	「経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、（中略）特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある」とあるが、原因分析においても上記と同様、リスクの重要性に応じメリハリあるものとし、金融機関における事務負担が過度なものとならないよう留意いただきたい。	経営の健全性等に重大な影響を与える問題点について、特に深度ある原因分析を行うこととなりますが、軽微な問題点についてまで、深度ある原因分析を行うことを求める趣旨ではありません。なお、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点を如何にして改善していくかという場面においては、事務負担が増加することも考えられますが、この点につきご理解を賜りたく、お願いします。
7	金融検査マニュアル	P2【はじめに】(2)	第二地方銀行協会	「態勢整備の進捗状況等の動的な実態についても十分検証する」とあるが、「動的な実態」については、新たな検証を行うということではなく、PDCAサイクルが機能していることを検証するという理解でよいか。	PDCAサイクルが適切に機能しているか等といった態勢整備の検証を行うことで、静的な実態のみならず、動的な実態の把握も可能と考えています。例えば、前回指摘事項や内部監査等で把握した問題の改善状況等も検証の材料になると考えます。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
8	金融検査マニュアル	P2【はじめに】(2)	全国信用組合中央協会	<p>( )に「適切な取組みについては評価すること」と明確に記載して頂いている点は、金融機関へのインセティブ付与という点からも大変良いことだと思う。</p> <p>しかしながら、これまでの検査班並びに直近検査を受けた印象では、指摘事項に重点を置いた検証であったことから、今後の検査においては、「検査に関する基本的姿勢」を徹底し、改善・向上に向けての取組みに有効な問題点の指摘、適切な取組への評価を図っていただきたい。</p> <p>また、例えば、信用リスクの検証において、単に外的環境の好転のみで業況が改善した訳ではなく、改善が図られた背景には、メイン取引先に対する金融機関の経営指導が明確に認められ、その結果、「要管理先」から「その他要注意先」、更には「正常先」へとランクアップが図れたような事例がある場合には、それが例え1件であったとしても一定の評価をして頂くことは、金融機関サイドからみれば今後への励みにもなることから、それぞれの規模・特性等を考慮した上での一定の「評価」を行って頂きたい。</p> <p>こうした評価面が検査結果通知において徐々にでも反映されていけば、正に金融機関に対するインセティブ付与に繋がるものと思われる。</p>	<p>適切な取組みの評価については、内部管理態勢の構築、重要なリスクの適切な管理といった態勢面のほか、中小企業の事業再生への取組み等の個別案件についても、好事例があれば、積極的に取り上げ、評価を行います。各金融機関におかれましては、評価を受けるに値すると考える案件については、積極的に検査官にこれを説明するようにお願いします。</p> <p>また、検査官の適切な取組みの評価に対する配慮が不十分と感じられる場合には、遠慮なく検査モニター等の機会に、その旨をご指摘下さるよう、お願いします。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
9	金融検査マニュアル	P2【はじめに】(2)	全国信用組合中央協会	<p>「具体的かつ論理的に根拠を示すとともに……、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。」と明確に記載されたことは、今後の金融機関の業務運営面において参考になり、より良い改善を図っていくための方策として、大変意義あることと考える。</p> <p>しかしながら、検査においては、評定の根拠となる理由が単なる不備事項の多さという面も一部であり、指摘事項が金融機関の規模・特性等を踏まえた上で、真に経営に重大な影響を与えるものかどうかといった判断についても、研修により検査官の目線を統一していただきたい。</p>	<p>各態勢において不備事項が多発している場合には、態勢自体に何らかの問題を内包している可能性があると考えられます。その態勢の問題の如何によっては、これまでの不備事項が軽微だったとしても、何時重大な問題が発生してもおかしくない、あるいは、放置しておく重大な問題につながるといったケースも十分考えられます。一方で、態勢の問題はそれほど根深いものではなく比較的容易に改善が可能、あるいは重大な問題につながることは考えにくく、金融機関がコントロールできる範囲の不備事項しか発生しないといったケースも考えられます。従って、指摘事項や評定に関する対話・議論を進めるにあたっては、不備事項の多さといった表面上の事象にとらわれず、その背景にある態勢自体の問題を明確に示すことが重要と考えています。</p> <p>こうした考え方については、検査官に対する事前・事後の指導を徹底してまいります。検査官の対応が不十分と感じられる場合には、遠慮なく検査モニター等の機会に、その旨をご指摘下さるよう、お願いします。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
10	保険検査マニュアル	P1【はじめに】全体	生命保険協会	<p>今般の検査マニュアルの改定は、ベターレギュレーションの柱となる考え方を、検査運営の質的向上のために更に浸透させ、実践・定着を図る観点から、検査に関する基本的姿勢として明確にさせていただいたものであり、生命保険協会としても歓迎すべきことであると考えております。当会会員各社においては、引き続き、自己責任原則のもと、各社の規模・特性に応じて業務の健全性と適切性の確保に努める所存です。ご当局におかれては、当会を含む金融サービス提供者との双方向の議論・対話を推進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>5項目に配慮し、経営陣との対話、実務者レベルにおける双方向の議論を更に充実させることにつき、検査官に対する事前・事後の指導を徹底してまいります。各保険会社におかれましては、受検の際には検査官が5項目に配慮していることを前提に十分な対話・双方向の議論等といった検査対応を行っていただくとともに、検査官の配慮が不十分と感じられる場合には、遠慮なく検査モニター等の機会に、その旨をご指摘下さるよう、お願いします。</p>
11	保険検査マニュアル	P2【はじめに】(2)	個人	<p>改定後の「検査結果に対する真の理解」など、全く、理解できない。これは、明確に監督官庁の言葉ではない。そもそも、検査マニュアルに性善説を前提とする言葉は不要であり、金融庁の脇の甘さを露呈している。</p>	<p>検査は、保険会社自身の内部管理等を前提にこれを補強するものであり、検査における指摘を踏まえ、保険会社自身が経営改善に向けた取組みを行うべきものと考えます。なお、保険会社の監督は、検査部局によるオンサイトの検査と監督部局によるオフサイトのモニタリングの連携により行われるものであり、検査結果を踏まえた保険会社の対応についても、監督部局がモニタリングを行うこととなります。</p>
12	保険検査マニュアル	P2【はじめに】(3) 3~4行目	日本損害保険協会	<p>方針、内部規程等を「策定」とのことであるが、今回の保険検査マニュアル改定時に、方針、内部規程等を改めて全て作成し直さなければならないという趣旨ではないことを確認したい。</p>	<p>今回、方針、内部規程等を策定としたのは、金融検査マニュアル、保険検査マニュアルの平仄をとる観点からであり、全て作成し直さなければならないという趣旨ではありません。</p>

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
13	保険検査マニュアル	P2【はじめに】(3) 4～5行目  P2【はじめに】(3) 13～14行目	日本損害保険協会	<p>現行マニュアルの留意事項(1)では、「～適切性の確保、<u>顧客保護</u>を図る」、留意事項(2)では「～適切性の確保、<u>顧客保護</u>の観点からみて」となっているが、今回の改定(案)では「顧客保護」の文言が抜けている。これは「顧客保護」が業務の適切性に包含されると整理したためかを確認したい。</p>	<p>保険業法において、保険契約者等保護は、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正の確保によって確保されるものとされており、そうした意味では、業務の適切性は保険契約者等保護に包含されると考えます。一方、保険検査マニュアルの「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」に記載された内容を顧客保護と捉えれば、顧客保護は主として業務の適切性に包含されていると考えます。</p> <p>しかしながら、適切な保険金等支払管理態勢の構築や相談・苦情処理態勢の充実等の顧客保護等管理態勢の整備・改善が保険会社に特に強く求められる現状に鑑み、引き続き「顧客保護」の文言を記載することとします。</p>